

平成 21 年 4 月 1 日より、雇用保険料率および労災保険率が改定されます。

■ 改定内容

◆ 雇用保険料率

<旧料率>

事業区分	被保険者	事業主	合計
一般	6/1000	9/1000	15/1000
建設	7/1000	11/1000	18/1000
農林水産	7/1000	10/1000	17/1000

↓

<新料率>

事業区分	被保険者	事業主	合計
一般	4/1000	7/1000	11/1000
建設	5/1000	9/1000	14/1000
農林水産	5/1000	8/1000	13/1000

◆ 労災保険率 <Super・ERP シリーズユーザー様のみ>

労災保険率は、事業所の種類や条件により異なります。関係機関より送付される納付書等でご確認ください。不明な場合は所轄の都道府県労働局または労働基準監督署にお問合せください。

※ 労災保険率の変更は、毎月の給与計算や賞与計算には影響しません。

本年度より、労働保険の年度更新の申告期間は、6月1日～7月10日に変更されます。(昨年までは4月1日～5月20日)
なお、労働保険料の算定方法に変更はありません。(4月1日～翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて算出)

■ 対応について

- ・「雇用保険料率改定対応版」プログラム CD
- ・労働保険率改定対応の手順書 (Super・ERP シリーズユーザー様のみ)

を、給与大臣 DMSS 会員ユーザー様 (DMSS 有効期限：2009 年 4 月以降) に送付いたします。(4 月中旬～下旬予定)

対応版 CD が到着する前に 21 年 4 月分給与・賞与の計算を行われる場合は、給与・賞与計算前に以下の手順で雇用保険料率の変更を行ってください。

メニューより [社会保険]—[雇用保険料率・料額表登録]を開いてください。
関係する事業区分の料率を変更し、F12[登録終了]→確認メッセージを[はい]で登録してください。